

第3章 日本の法曹有資格者がベトナムで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム

第1 はじめに

本章では、前章で報告したような法的問題が存在することを前提に、日本の法曹有資格者がベトナムで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリュームについて、調査・分析を行った結果を報告する。

第2 ベトナムにおける法律サービスについての法規制

1 ベトナムにおける法律サービスに関する法規制

日本の法曹有資格者を含む外国人弁護士がベトナム国内でいかなる活動ができるかを検討するため、ベトナム法弁護士及び外国人弁護士に対する規制を調査したので、以下のとおり報告する。

ベトナム法弁護士及び外国人弁護士に対する規制として、以下の法律及び関連法令が存在する。

- ① ベトナム弁護士法 No. 65/2006/QH11（以下「旧ベトナム弁護士法」という）

・ [ベトナム語](#)⁷⁹

- ② ベトナム弁護士法 No. 20/2012/QH13（以下「新ベトナム弁護士法」という）

・ [ベトナム語](#)⁸⁰

・ [英語](#)⁸¹

・ [日本語](#)⁸²

- ③ 政令 No. 123/2013/ND-CP（新ベトナム弁護士法の詳細規定）

・ [ベトナム語](#)⁸³

⁷⁹ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=15076&Keyword=65/2006/QH11>

⁸⁰ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=28019&Keyword=20/2012/QH13>

⁸¹ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpqen-toanvan.aspx?ItemID=11015&Keyword=20/2012/QH13>

⁸² https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_08.pdf

⁸³ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=32496&Keyword=123/2013/>

- ・ [英語](#)⁸⁴
- ・ [日本語](#)⁸⁵

また、上記法令とは別に、弁護士の職業倫理及び責任内容を具体的に規定したも
のとして、ベトナム弁護士倫理職務倫理規定集が存在する。同弁護士倫理規定集は、
2011年に定められ、2019年に改訂された。

④ ベトナム弁護士倫理職務倫理規定集

- ・ [ベトナム語](#)⁸⁶
- ・ [日本語](#)⁸⁷

2 ベトナム法弁護士に対する規制

ベトナムにおける弁護士に対する規制については、旧ベトナム弁護士法及びその
改正法である新ベトナム弁護士法に規定されている（以下、まとめて「ベトナム弁
護士法」という）。

ベトナム弁護士法は、弁護士、弁護士事務所及び弁護士の社会・職業組織に関す
る原則、条件、範囲、職業形態、基準、権利及び義務並びに弁護士業及び弁護士の
管理、ベトナムにおける外国弁護士事務所の業務管理及び外国弁護士の管理につい
て規定している（ベトナム弁護士法1条）。

2.1 ベトナム法弁護士になるための要件

日本で法曹（裁判官、検察官、弁護士）となるためには、司法試験に合格し、司
法修習と呼ばれる研修を経る必要がある。一方、ベトナムの法曹は、日本と異なり、
法曹（裁判官、検察官、弁護士）になるために共通の司法試験を受験する必要はな
く、それぞれの職業独自のプロセスがある。

ベトナムで弁護士になるためには、国家に忠実なベトナム国民であること（国籍
要件）、憲法及び法律を遵守すること、道徳的資質があること、法学学士号を有し
ていること、法律専門職の研修を受けたこと、法律専門職の研修期間を終了し、法
律実務を遂行する上で健康であることが要求される（同法10条）。また、弁護士資
格を得るためには、研修施設での司法修習（同法12条）及び法律事務所での実務経
験（同法14条）を経る必要がある。研修施設での修習は12か月（同法12条2項）、
法律事務所での実務経験は原則12か月である（同法14条1項）。法律事務所での

⁸⁴ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpgen-toanvan.aspx?ItemID=11012&Keyword=123/2013/ND-CP>

⁸⁵ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_40.pdf

⁸⁶ <http://www.hcmbar.org/NewsDetail.aspx?language&CatPK=1&NewsPK=947>

⁸⁷ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/lawyer_code_of_business_ethics_2019.pdf

実務経験期間中、指導弁護士がそれぞれの修習生に割り当てられる。実務指導弁護士は、弁護士実務修習生の活動について監督し、責任を負う（同法 14 条 3 項）。実務修習終了後、修習生は実務修習結果評価試験を受験し（同法 15 条）、この評価試験に合格した者は、弁護士会に対して弁護士免許交付申請をし、司法大臣の弁護士免許交付決定を経て（同法 17 条）、弁護士資格を得ることになる。

2.2 ベトナム法弁護士の業務範囲

ベトナムにおいて、弁護士業務を行うことができるのは、弁護士資格を取得した者に限定されており（同法 21 条 1 項）、日本と同様、弁護士資格を有さない者が法律業務を行うことは原則として禁止されている。ベトナム法弁護士が業務として行うことのできる法律業務の範囲は、以下のように規定されている（同法 22 条各項）。

弁護士業務の範囲	
1	被暫定留置人、被疑者、被告人の弁護人として、又は刑事事件の被害者、民事原告、民事被告、刑事事件に関連する権利・義務を有する者の権利の保護者として、訴訟に参加する。
2	民事、婚姻及び家庭、経済、商取引、労働、行政に関する紛争、民事、婚姻及び家庭、経済、商取引、労働、行政に関する請求、及び法律の規定に従った他の事件・案件における原告、被告、関連する権利・義務を有する者の代理又は合法的な権利・利益の保護者として訴訟に参加する。
3	法律相談を実施する。
4	法律に関連する業務を実施するために顧客を訴訟外で代理する。
5	本法律の規定に従って、その他の法律業務を実施する。

一方、弁護士として業務を行う上で、禁止されている行為については、以下のように列挙されている（同法 9 条 1 項各号）。

禁止行為	
a	同一の刑事事件、民事事件、行政事件、民事案件又は法律に定めるその他の案件において利益が相反する顧客に対する法律サービスの提供。
b	資料、偽造証拠物、間違った事実を故意に提供する、又は提供するように顧客に対して助言すること。被暫定留置者、被疑者、被告人に虚偽の事実を供述させること。顧客に法律に違反する不服申立て、告発、告訴をさせること。
c	職務上知り得た事件、業務、顧客に関する情報を漏洩すること（但し、書面による顧客の同意を得た場合又は法律に別段の定めがある場合を除く）。
d	顧客に対する恐喝又は詐欺行為。
e	法律サービス契約において顧客と同意した報酬及び費用以外の現金若しくは何らかの利益を顧客から收受すること、又は顧客に対して要求すること。

f	(問題) 解決業務において、法律の規定に違反することを行うために、訴訟遂行者、訴訟参加者、幹部、公務員、その他の職員と密通し、つながりを持つこと。
g	弁護士業務若しくは弁護士資格を悪用して国家安寧、社会秩序及び安全に悪影響を及ぼすこと、又は国家の利益、公共の利益、合法的な機関・組織・個人の利益を侵害すること。
h	法律の規定に基づき法律扶助の対象となる顧客の法的扶助を行う際に、金銭、利益を受取ること、又は要求すること。法律扶助機関、訴訟執行機関の要求に基づいて引き受けた事件を拒否すること。但し、やむを得ない場合、又は法律の規則に従う場合はこの限りではない。
i	訴訟参加過程において、個人・機関・組織を中傷する発言、行為を行うこと。
j	訴訟執行機関及び他の国家機関の活動を遅延させる、延長させる、問題を生じさせる、又は阻害する行為を行う、若しくは顧客に行わせること。

3 外国法律事務所及び外国人弁護士に対する規制

ベトナム弁護士法は、ベトナム国外の法律事務所及び外国人弁護士が、ベトナムで業務を行う際の事項についても規定している。

3.1 外国法律事務所のベトナムへの進出形態

まず、ベトナム国外で設立され、合法的に法律業務を行う法律事務所は、以下の条件を充足する場合、ベトナムで事業を営むことが認められている（同法 68 条各項）。

外国法律事務所がベトナムで業務を行う条件	
1	ベトナムの憲法及び法律の遵守を約束する。
2	連続する 12 か月間において、外国人弁護士(外国法律会社の支店長・社長を含む)の少なくとも 2 名以上が 183 日以上ベトナムに滞在し、業務を行うことを約束し、保障する。
3	ベトナムにおける外国法律会社の支店長・社長は、連続して 2 年以上弁護士業務を行っていないなければならない。

3.1.1 外国法律事務所の支店・外国法律会社

外国法律事務所のベトナムへの進出形態としては、①外国で設立されている法律事務所の支店、②100%外国資本の有限責任法律会社、③合弁形態の有限責任法律会

社、④外国法律事務所とベトナムの合名法律会社との間の合名法律会社としての進出が考えられる（同法69条）。

3.1.1.1 外国法律事務所の支店

①外国法律事務所の支店は、外国法律事務所の下部組織として機能し、ベトナム法の規定に従って、ベトナムにおいて設立される組織である（同法71条1項）。ベトナムにおいて支店を設立する外国法律事務所は、支店長となる弁護士を1名指名する（同条3項）。支店長となる弁護士は、ベトナムにおける支店の事務や運営を行う責任者として活動する（同条3項）。外国法律事務所の支店は外国人弁護士である必要はなく、ベトナム人弁護士を任命することも可能である（同条3項）。

3.1.1.2 外国法律会社

②100%外資の有限責任法律会社は、100%外国資本での設立が可能となる（同法72条1項）。

③合弁法律会社は、ベトナム資本の法律会社と外国資本の法律会社が共同でベトナムの法律会社を設立する形式である（同法72条1項）。

④合名法律会社は、外国法律事務所及びベトナム合名法律会社との間の合名弁護士会社である（同法72条1項）。

これら②から④の外国法律会社の取締役は弁護士でなければならない。もともと、外国人弁護士である必要はなく、ベトナム人弁護士が取締役となることもできる（同法72条2項）。

3.1.2 外国法律事務所の支店・外国法律会社がベトナムで可能な業務範囲

日本の法律事務所は、ベトナムに支店又は外国法律会社を設立することにより、自己の組織に所属するベトナム法弁護士に、ベトナム法に関する法的助言及び他の法的なサービスを提供することができる。ただし、自己の組織に所属する外国人弁護士及びベトナム法弁護士を、ベトナムの裁判所において当事者の代理人、弁護人、合法的な権利及び利益の保護者として訴訟に参加させることはできない。また、ベトナム法に関連する法的文書及び公証に関するサービスを提供することはできない（同法70条）。

3.1.3 外国法律事務所の支店・外国法律会社の権利義務

外国法律事務所の支店又は外国法律会社が、ベトナムで活動するにあたっての権利義務は、以下のとおりである（同法73条）。

	権利
1	設立許可書、活動登録書に記載されている各領域に関する法律サービスを提供する。
2	顧客からの報酬を受領する。

3	外国人弁護士、ベトナム人弁護士、外国人社員、ベトナム人社員を雇用する。
4	弁護士実務修習を行うベトナム人弁護士実務修習生を受け入れる。
5	ベトナムの法律の規定に従って、業務活動による収入を外国に送金する。

義務	
1	設立許可書、活動登録書に記載されている各分野に正しく従って活動する。
2	顧客との間で交わされた内容を正しく実施する。
3	法律助言、訴訟外の代理及び他の各法律業務を実施する際に、弁護士の過誤によって顧客に発生させた重大な損害を賠償する。
4	保険事業に関する法律の規定に従って、ベトナムにおいて業務を行う各弁護士に対する業務責任保険に加入する。
5	労働、会計、統計に関するベトナムの法律の規定を執行し、税務・財務上の義務を履行する。
6	ベトナムの法律の規定に従って、活動にとって必要不可欠な手段を輸入する。
7	他の各義務は、本法律、企業についての法律、投資についての法律及び関連する法律の他の規定に従う。

3.2 外国人弁護士

3.2.1 外国人弁護士がベトナムで法律サービスを提供するための条件

外国人弁護士が、ベトナムで法律サービスを提供するためには、外国で有効な弁護士資格を有しており、資格を有している国の実務経験を有しており、ベトナムの法令を遵守することを約束し、法律事務所・外国法律事務所の支店・外国法律事務所のいずれかに在籍していることが必要である（同法74条）。具体的な条件は、以下のとおりである。

外国人弁護士がベトナムで業務を行う条件	
1	外国の権限のある機関・組織によって交付された有効な弁護士免許を保有すること。
2	外国の法律、国際法に関する助言を行った経験があること。
3	ベトナムの憲法、法律及びベトナム弁護士職務倫理規定の遵守を約束すること。
4	外国の弁護士営業組織によって、ベトナムで業務を行う者として派遣される、又はベトナムにおける外国法律会社・支店・ベトナムの弁護士営業組織のいずれかがその雇用に合意すること。

3.2.2 外国人弁護士がベトナムで行うことのできる業務範囲

ベトナムで業務を行う外国人弁護士は、外国法及び国際法に関して助言し、外国法に関連する他の法律サービスを提供する。ベトナムの法学士号を保有し、ベトナム法弁護士としての条件を充足する場合、ベトナムの法律に関して助言することができる。ただし、ベトナム裁判所において、当事者の代理人、弁護人、合法的な権利及び利益の保護者として訴訟に参加することはできない。

3.2.3 外国人弁護士のベトナムでの業務における権利及び義務

外国人弁護士がベトナムで業務活動するにあたっての権利及び義務は、以下のとおりである。

	権利
1	ベトナムで業務を行う形式を選択する。
2	ベトナムの法律の規定に従って、業務活動から発生した収入を外国に送金する。
3	他の各権利は本法律及び関連する法律の他の規定に従う。

	義務
1	個人所得税を納める。
2	ベトナム弁護士法の規定に従った弁護士業務の原則を遵守し、弁護士の義務を履行する。ベトナム弁護士職務倫理規定を遵守する。
3	ベトナムに常時、駐在する。
4	他の義務は本法律及び関連する法律の他の規定に従う。

4 小括

日本法弁護士及び日本の法律事務所がベトナムで関与ができる法的業務の範囲をまとめると、以下のとおりとなる。

4.1 日本法弁護士による業務の範囲

	ベトナム法	日本法
訴訟業務	× ⁸⁸	× ⁸⁹

⁸⁸ ベトナム弁護士法 76 条第 3 文

⁸⁹ ベトナム弁護士法 76 条第 3 文

(代理人、弁護士、合法的な権利及び利益の保護者)		
法的助言	△ ⁹⁰	○ ⁹¹

4.2 日本の法律事務所による業務の範囲

	ベトナム法	日本法
訴訟業務 (代理人、弁護士、合法的な権利及び利益の保護者)	× ⁹²	× ⁹³
ベトナム法に関連する法的文書及び交渉に関するサービス	× ⁹⁴	× ⁹⁵
法的助言及び他の法的なサービス	○ ⁹⁶	○

4.3 日本法弁護士によるベトナム法アドバイスの関与の可否

日本法弁護士は、原則として、自らベトナム法の法的助言を提供することが禁止されているが、ベトナム法弁護士の判断に基づくベトナム法の法的助言を、いわば通訳者のような形で提供すること自体は法律上禁止されていない。そのため、この点において、ベトナム法弁護士とともに日系企業に対してベトナム法に関する法的助言を提供することは一定程度可能であり、実際にベトナムに進出している多くの日系法律事務所が、この形態による法律サービスを提供していると考えられる。

⁹⁰ ベトナムの法学士号を保有し、ベトナム弁護士としてのその他の条件を充足する場合、ベトナム法に関する助言を提供することができる (ベトナム弁護士法 76 条第 2 文)

⁹¹ ベトナム弁護士法 76 条第 1 文

⁹² ベトナム弁護士法 70 条第 2 文

⁹³ ベトナム弁護士法 70 条第 2 文

⁹⁴ ベトナム弁護士法 70 条第 3 文

⁹⁵ ベトナム弁護士法 70 条第 3 文

⁹⁶ 自己の組織に所属するベトナム法弁護士に、ベトナム法に関する助言を行わせることができる (ベトナム弁護士法 70 条第 1 文及び 4 文)

第3 日本の法曹有資格者のベトナムでの活動の実態及びそのニーズ

1 ベトナムにおける日本法弁護士の活動の実態

1.1 ベトナムに日本法弁護士が常駐している法律事務所

2021年10月現在、ベトナムに拠点を設け、日本法弁護士が常駐していることが確認できた法律事務所は、以下のとおりである（アルファベット順及び五十音順）。なお、以下の情報は、あくまで当職が調査を行って判明した情報に基づくことに留意されたい。

- ① APAC International Firm（渥美坂井法律事務所・弁護士共同事業から出向）
- ② Kelvin Chia Partnership（当職が常駐中）
- ③ TMI総合法律事務所
- ④ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ⑤ 長島・大野・常松法律事務所
- ⑥ 西村あさひ法律事務所
- ⑦ 弁護士法人キャストグローバル
- ⑧ 明倫国際法律事務所
- ⑨ 森・濱田松本法律事務所

これらの法律事務所のうち、日系の法律事務所は、ベトナム人弁護士を直接雇用し、当該ベトナム人弁護士がベトナム法に関する法的助言をするという形式を採用することにより、ベトナム弁護士法で規制されているベトナム法に関する法的助言を可能にしていると思われる。

1.2 ベトナムに常駐する日本法弁護士に対するヒアリング

当職は、ベトナムに進出している日系法律事務所、日本人弁護士及びその他法曹有資格者について、ヒアリング調査等を通じて、法曹有資格者の活動の実態を把握することを試みた。以下、ヒアリング内容をまとめる。

1.2.1 ベトナム法弁護士のレベルについて

- ・ベトナム法弁護士のレベル差は、非常に大きい。有名な外資系の法律事務所で勤務してきたベトナム法弁護士は、高い法的素養を持つ者が多い印象だが、現地法律事務所で勤務してきた弁護士の中には、法律の解釈部分についての力が弱い者が一定数存在し、日本法弁護士との法律の議論が噛み合わない場合がある。

- ・日本法弁護士に比べ、レベルが高いとは言えない。条文に書いてあることは回答可能だが、条文に書いてないことや、決まりがない内容については、「出来ません」や「分かりません」という回答が返ってくることが多い。条文の類推解釈や、他の条文を見て予測する能力が不足していると感じる。その理由はおそらく、ベトナムの裁判所には法令の解釈権限がないので、法の解釈という概念自体が、弁護士の間でもあまり浸透・発展していないことが一つの要因ではないかと思う。その場合には、日本法から当たりをつけて、調査してもらうようにしている。
- ・弊所では、ベトナム法弁護士に対して、日本法の題材を用いた勉強会を毎週実施し、ベトナム法弁護士を教育している。

1.2.2 語学について

- ・当職が駐在するKelvin Chia Partnership法律事務所では所内の共通語が英語であるが、一部の法律事務所では所内共通語が日本語という事務所もある。前者のような事務所に勤務する場合には英語力が必須であるが、後者のような事務所に勤務する場合には、日本語を話せるベトナム人弁護士を採用しているため、英語は業務で一切使う場面がないこともある。
- ・多くの法律事務所は、日本語を話せるベトナム法弁護士と英語を話せるベトナム法弁護士の両者を採用している。そのため、業務を行なっていく上で、英語力があることが推奨される。
- ・日本法弁護士の中には、ベトナム語を学び、ベトナム法を現地語で読むように努めている者もいる。

1.2.3 業務範囲について

- ・ベトナムの日系法律事務所は、ビジネス法務を中心としている。一部の大手法律事務所では、ビジネス法務のうちでも、原則として高額な弁護士報酬を回収できる案件を中心的に取り組んでいる。例えば、賄賂の相談については、1000万円以上の案件でないと、弁護士費用の兼ね合いで受任に至らないケースも多い。
- ・日系法律事務所の中には、個人を依頼者とする業務の依頼があるものの、原則として個人からの依頼は全て断っている事務所もある。日本人のコミュニティは狭く、依頼者も相手も知り合い（又は知り合いの知り合い）というケースが多いからである。
- ・多くの日系法律事務所では、訴訟案件についてはローカル事務所を依頼者に紹介している。ただし、大型の訴訟案件で、依頼者がベトナム法弁護士と日本法弁護士の両者の関与を希望される場合には、日本法弁護士も関与する場合もある。もっとも、訴訟になりそうな案件についても、なんとか当事者間での交渉により解

決するように最大限尽力し、訴訟に発展しないようにしていると話す弁護士もいた。

2 ベトナムにおけるコンサルティング会社の実態

アンケート調査によると、ベトナムで法的トラブルが発生した際に相談したことのある相談先として、弁護士以外では、税理士・会計士及びコンサルタントを選択した企業も多く、それぞれの相談割合は、税理士・会計士が8人（31.9%）、コンサルタントが7人（21.3%）を占めた（別紙1、Q16）。そこで、会計事務所を含むコンサルティング会社の実態を調査した。

2.1 日本語での法律相談が可能なコンサルティング会社

近年、ベトナムでは、コンサルティング会社の進出が非常に増加している。ベトナム外国投資庁のデータによると、2019年、454件あった日本からの新規投資のうち、約21%にあたる97件がコンサルティング業の進出（税務、法務、ビジネスコンサルティング、建築・設計業務、研究開発、広告・市場調査を含む）であった。

また、JETROからは、日本語で法律サービスを提供することが可能なコンサルティング会社のリストが提供されており、当該リストには、法律事務所のみならず、会計事務所やコンサルティング会社が合計約60社、列挙されている⁹⁷。

2.2 会計事務所・コンサルティング会社へのヒアリング

2.2.1 弁護士法との関係

2.2.1.1 大手会計事務所へのヒアリング

- ・弊所では、弁護士法の規制があるため、会計事務所とは別の法律会社を設立し、その会社でベトナム法弁護士を直接雇用し、法律サービスを提供している。
- ・日本チームとは別に各専門分野（税務、監査、法律）がある。法律部門は別法人となっている。その法人には弁護士が6人いて、スタッフと合わせると20人程度。私（日本人）は、法律会社の法人のスタッフの一人として勤務している。それとは別に、主に会計士（6名）から構成される日本チームがあり、各部門に案件を回す役割を担っている。所内共通言語が英語であり、自分は法律英語の素養がないため、ベトナム法弁護士との意思疎通が難しく感じている。

⁹⁷ 「コンサルタント企業情報」JETRO 2016年
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/af2ec870cb0b40ef/rp_vn_f3.pdf

2.2.1.2 中規模会計事務所へのヒアリング

中規模会計事務所へのヒアリングによると、前述の大手法律事務所と同様、弁護士法の規制を遵守するために法律会社を設立し、その会社でベトナム法弁護士を直接雇用するという形態をとっている。ただし、出資者は、信用できるベトナム法弁護士を選び、その出資者は原則として経営に関与しない、つまり名板貸しの状況である。直接雇用しているベトナム法弁護士は、弁護士になる前からパラリーガルとして雇っていた者をそのまま継続して雇用している。このようにして、法律会社を乗っ取られることを防止し、雇用しているベトナム法弁護士をコントロールできる状態にしている。ベトナム弁護士法上は一応問題ない形態であると考えているが、グレーの部分でもあることは認識している。

2.2.1.3 小規模コンサルティング会社へのヒアリング

小規模コンサルティング会社へのヒアリングによると、ベトナム法弁護士を顧問弁護士として契約し、ベトナム法弁護士によるアドバイスを日本人クライアントへ提供するという形態をとっている。ベトナムの弁護士法上の問題がクリアされる形態であるか否かにつき、話を聞いた限りによると、疑問が残る印象を受けた。

2.2.2 案件の種類及び日本法弁護士のニーズ

2.2.2.1 大手会計事務所へのヒアリング

- ・案件としては、不正調査の案件が多い。最近贈収賄の法律が変更となり、民間も賄賂が処罰対象になったが、実際賄賂が根付いている部分もあり、事実上賄賂を行なっているのが現状。その不正調査を行うことが多い。最近の不正調査の事例としては、相見積もりを取って5社から取引相手を選ぶが、いつも特定の会社を選んでいくケースがあった。調査をしてみたら、発注先のA社の担当者が発注元の関係者だったという案件があった。不正調査については、調査の専門チームが担当するが、担当者を解雇するなどの場面になれば、法律チームが担当することになる。日本法弁護士はいい人がいれば是非採用したい。

2.2.2.2 中規模会計事務所へのヒアリング

- ・ライセンス取得の案件が多い。ライセンス取得について、法律上は可能とされていても、運用上できないということがある。クライアントからは法律上可能なのにどうしてできないのかという質問がくる。なかなか、法律と運用とのギャップを理解してもらえない部分が辛い。
- ・ベトナム法弁護士の説明について、簡単な案件であれば、会計士である自分でも対応ができるが、中規模のM&Aなどは、ベトナム法弁護士から上がってきた説明を理解し、説明することに苦慮する。そのため、難易度の高いと考えられる案件については、日系法律事務所を紹介している。

- ・日本法弁護士がいれば、このような案件も弊所内で対応できると考えているので、ぜひ日本人弁護士を採用したい。もっとも、給与をあまり高く設定できないので、弁護士の採用は現実的には難しいと考えている。

2.2.2.3 小規模コンサルティング会社へのヒアリング

- ・就労ビザはグレーな部分があり、コンサルティング会社により、様々な方法による裏技がある。
- ・当局とのコネクションが一番重要。（贈賄にならないように注意しなければならないが）接待したり、贈り物（お菓子等で良い）を送ったり、法律を知っていること以上にコネクションの方が重要と考えている。
- ・日本法弁護士の需要はあまりないのではないか。案件の規模としては小さな案件が多く、日本の弁護士が想定するような年収を出す会社はベトナムでは少ないと思われる。

3 日本の法曹有資格者がベトナムで提供しうる法的支援

上記の各項目より分析・検討を行った結果として、日本の法曹有資格者は、ベトナムにおいて次のような法的支援が提供できると考える。

ベトナムで提供しうる法的支援の種類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① ベトナム人弁護士と協働してのベトナム法の法的助言② 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）③ 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施④ 中小企業を対象とした無料法律相談の実施⑤ ベトナム国内外における情報発信 |
|---|

3.1 ベトナム人弁護士と協働してのベトナム法の法的助言

ベトナム弁護士法は、外国法弁護士が、ベトナム法に関する法的助言をすることを原則として禁止している。もっとも、ベトナム法に関する法的助言を直接行うことができないとしても、法的助言を提供する前に内容をチェックし、法的に回答が不十分であると考えられる場合は、再度ベトナム人弁護士に修正を依頼するといったクオリティコントロールを担う役割は、可能である。

3.2 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）

ベトナム弁護士法は、外国弁護士及び外国弁護士営業組織（法律事務所/法律会社）に所属する弁護士が裁判所での訴訟代理サービスを提供することを禁じている（ベトナム弁護士法70条）。一方、訴訟に至る前段階の相談窓口として、日本法弁護士が案件の詳細を聞き出し、訴訟戦略立案等を行う等の相談窓口業務を行い、ベトナム人弁護士と日本企業の間において、相互の意思疎通がスムーズに進むよう調整する役割を担うことが考えられる。

3.3 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施

法律事務所を対象としたヒアリングの中には、個人が依頼者である場合、原則として、受任を断っていると回答した弁護士が複数名いた。ベトナム在留邦人に対しては、日本の法曹有資格者による法的サービスが十分に提供されていない現状がある。したがって、個人の在留邦人を対象とする無料法律相談を実施することも考えられる。

ベトナム人弁護士と一緒に相談に入る場合は、その場で回答することも可能となるが、自らが所属している法律事務所のベトナム人弁護士に相談内容を共有し、後日回答するという形式の回答方法であれば、日本法弁護士が一人で法律相談を開催することは可能であると考えられる。

3.4 中小企業を対象とした無料法律相談の実施

日系企業を対象としたアンケートの中には、日本法弁護士に依頼しない理由として、「費用が高い」という回答が複数あった。特に中小企業は大企業と異なり、弁護士のアドバイスを得るために予算を割くことが難しい場合もあると考えられる。このような中小企業の法的問題について、中小企業向け法律相談を実施することが考えられる。

3.5 ベトナム国内外における情報発信

日系企業を対象としたアンケートの中には、日本法弁護士に依頼しない理由として、「周りに知っている日本人弁護士がいない」という回答が複数あった。そのため、日本法弁護士が定期的に日本企業・在留邦人を対象とする情報発信を行うことが考えられる。具体的な情報発信方法としては、セミナー、ニュースレター、月刊誌や新聞等への寄稿等が考えられる。

第4 日本の法曹有資格者がベトナムで提供できる法的支援のニーズのボリューム

上述の法的支援の在り方につき、それぞれどの位のニーズのボリュームが存在するのかについて調査を行った。以下、報告する。

1 日本法弁護士自体のニーズのボリューム

前述のとおり、2021年4月1日現在、3つの商工会議所に会員として登録している企業のみで1,991社ある（ホーチミン商工会議所1,038社、ダナン日本商工会議所186社、ベトナム日本商工会議所767社）。

他方、日系法律事務所は8事務所であり、いずれも複数名の日本人弁護士が在籍している。また、ベトナムには、法律事務所の他に、日系の会計事務所、税理士事務所、コンサルティング会社が数多く進出している。特に、コンサルティング会社に関しては、JETROがまとめた資料に載っているものだけで60社近くある。

このように、進出している日系企業数、法律事務所数、日本人弁護士数、その他の相談先の数及び割合を考えると、一見、現状において、十分日系企業が抱える法律相談に対するニーズを満たすに足る相談先が進出しているように思われる。この点につき、以下のとおり、ヒアリング調査を実施したので報告する。

1.1 JETROへのヒアリング

日本法弁護士が、ベトナムにおいて法的支援を行うニーズのボリュームについて、JETROホーチミン事務所の担当者にヒアリングを行ったところ、以下のような回答があった（別紙3）。

「法曹関係者のベトナム国内でのニーズについては、実際すでにベトナム国内に弁護士が多くいるので、これ以上弁護士の数が増加すると飽和状態になってしまうのではないかというのが個人的な感想である。近年、コンサルティング会社の増加が顕著で、法務サービスはコンサルティングファームも手がけている場合がある。このようなコンサルティングファームの増加もあいまって、既に飽和状態なのではないかという印象を持っている。」

このように、ベトナムにおける日本の法曹有資格者に関するニーズのボリュームについては、既に十分提供されているのではないか、という意見が存在する。

1.2 ベトナムに常駐する日本法弁護士へのヒアリング

他方、現地に常駐する複数の日本法弁護士に対し、日本の法曹有資格者に対するベトナムでのニーズについてヒアリングを行ったところ、案件数は年々増加しているという声が多かった。

「実際に弊所では複数名の日本法弁護士がベトナムに常駐しているが、案件数は、ハノイ市、ホーチミン市ともに年々増加している印象がある。繁忙期には現状の人数で案件を処理しきれないほどの案件を抱える時もある。ベトナムに常駐してくれて一緒に勤務してくれる日本法弁護士を募集している状況である。」

1.3 会計事務所へのヒアリング

前述のとおり、会計事務所では、中規模以上のM&Aや、難易度の高い案件を会計事務所内で扱いたいというニーズがある。そのため、「条件が合えば日本法弁護士を是非採用したい」という回答が多かった。したがって、会計事務所における日本法弁護士のニーズは比較的高いと考えられる。

1.4 企業へのヒアリング・無料法律相談から考察するニーズ

前述のとおり、ベトナムには、コンサルティング会社が多く進出しており、法律サービスを提供している。中には、滞在許可証・就労許可証等のビザ取得に特化したコンサルティング会社や、許認可の取得に特化したコンサルティング会社も存在する。そして、一部のコンサルティング会社は、現地当局と強いパイプを持っており、法律事務所に依頼するよりも案件がスムーズに進むケースがあることも事実である。

しかし、当局と強いパイプを持っており、案件がスムーズに進むケースの中には、当局に賄賂を供与するなど、不正な方法を行う会社も存在する⁹⁸。また、十分な法的知識を有していないコンサルタントが誤った回答をしてしまい、最終的に法律事務所へ相談に来るといようなケースもある。実際に、当職が行った無料法律相談でもこのようなケースが存在した。

そのため、ベトナムにおいて、コンサルティング会社が多く進出しているからといって、必ずしも、適切かつ十分に法律サービスが提供されているというわけではないと考えられる。

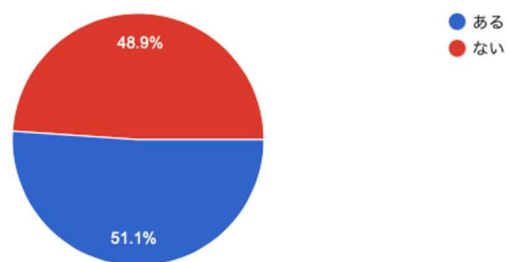
⁹⁸ 例えば、商用ビザの延長につき、本来であれば、ベトナム企業からの召喚状が必要であるが、「自分のコンサルティング会社に依頼してくれれば、召喚状がなくても、商用ビザの取得が可能である」と言われ、実際にその会社に依頼したが、その会社は自社で大量に召喚状を発行していたため、会社が摘発され、結局依頼した者が不利益を被った等の事例が存在する。

1.5 アンケート結果から考察する日本法弁護士のニーズ

ベトナムで法的問題に直面したことがある日系企業を対象に、ベトナムにいる日本人弁護士に相談したことがあるか否かのアンケートを行ったところ、過半数の51.1%が「ある」と回答した（別紙1、Q17 参照）。

Q17 法的トラブルに直面した際、ベトナムにいる日本人弁護士に相談したことがありますか。

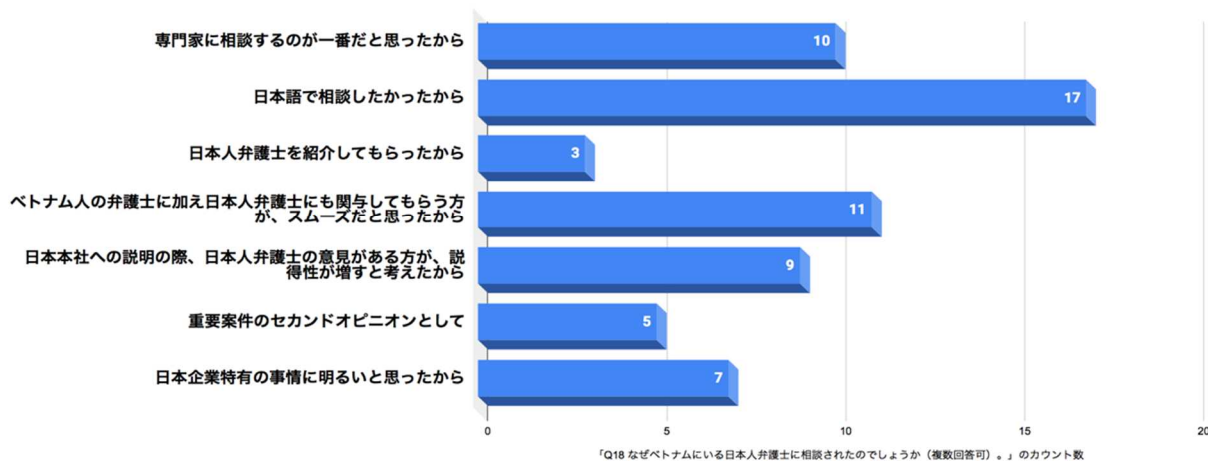
47 件の回答



また、ベトナムで法的トラブルに直面した際、日本人弁護士に相談した日系企業に対して、日本人弁護士に相談した理由として挙げられていた中で多かった回答は、上位から順に以下のとおりであった（別紙1、Q18参照）。

- ① 日本語で相談したかったから
- ② ベトナムの弁護士に加え日本人弁護士にも関与してもらおう方が、スムーズだと思ったから
- ③ 専門家に相談するのが一番だと思ったから
- ④ 日本本社への説明の際、日本人弁護士の意見がある方が、説得性が増すと考えたから
- ⑤ 日本企業特有の事情に明るいと思ったから

Q18 なぜベトナムにいる日本人弁護士に相談されたのでしょうか（複数回答可）。



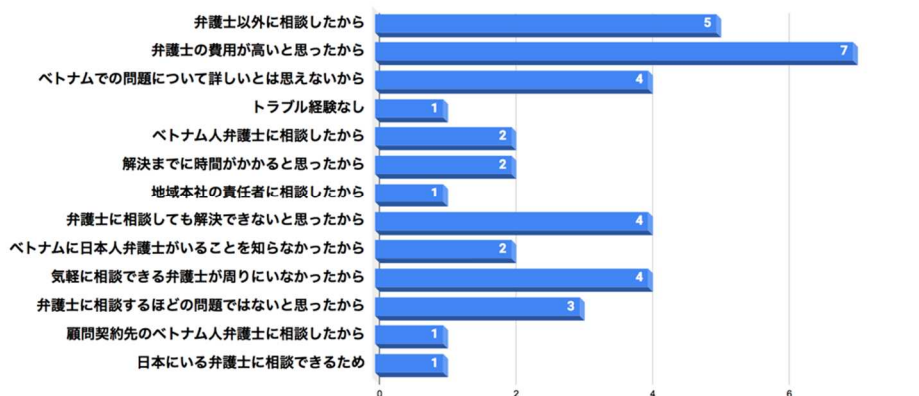
逆に、日本人弁護士を利用したことがないという会社を対象に、なぜ日本人弁護士を利用しなかったのかというアンケートを行ったところ、最も多かった回答は、「弁護士の費用が高いと思ったから」というものであり、回答数の 30.4%を占めた。やはり、弁護士費用が高額になる可能性があると考えている日系企業が多く、日本人弁護士に依頼することをためらう理由の最たるものとして、費用面が挙げられることが分かった。

次に、「弁護士以外に相談したから」という理由が多く、21.7%となっている。ベトナムには、法律事務所以外にも、会計事務所やコンサルティング会社が非常に多く進出しているということは先に述べたとおりであるが、本アンケートを通じて、法的問題に直面した場合でも、法律事務所以外の機関や会社に相談をするケースも少なくないことが分かった。

また、「ベトナムの問題について詳しいと思えないから」という理由も多く挙げられており、日本人弁護士はベトナムにいた場合でも、ベトナム法務に詳しくないという印象を持つ日系企業も一定数いることが分かった。

さらに、「気軽に相談できる弁護士が周りにいなかったから」という理由も複数挙げられていたことから、日本人弁護士が身近にいないという問題を抱えている日系企業も存在していることが分かった。

Q22 なぜ、ベトナムにいる日本人弁護士に相談されなかったのでしょうか？（複数回答可）



ベトナムにいる日本人弁護士に相談しなかったと回答した会社を対象に、どのような条件を整えばベトナムにいる日本人弁護士に相談したいと思うかについて、記載式のアンケートを行ったところ、以下のような回答があった（別紙 1、Q23 参照。主な回答を抜粋）。

Q23 どのような条件を整えばベトナムにいる日本人弁護士に相談したいと思いますか。

- ・ 常時相談できる弁護士が必要
- ・ 気軽に話せる関係
- ・ 信頼している者からの紹介
- ・ 迅速且つ適格なアドバイス

- ・ベトナム語がネイティブで法令その解釈を流暢かつ問題なくできる
- ・費用の妥当性

2 ベトナムで提供しうる各々の法的支援のニーズのボリューム

2.1 ベトナム人弁護士と協働してのベトナム法の法的助言

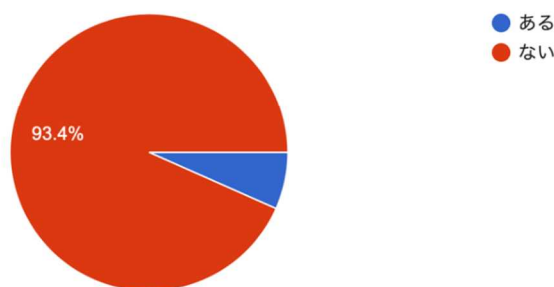
上記のとおり、ベトナムで法的問題に直面したことのある日系企業のうち、過半数の 51.1%が日本人弁護士に相談したことが「ある」と回答した（別紙 1、Q17 参照）。また、日本人弁護士に相談した理由として挙げられていた中で最も多かった回答として、「日本語で相談したかったから」という回答が挙げられた（別紙 1、Q18 参照）。このように、ベトナムに滞在する日本人弁護士に対しては、日本語でスムーズに解決に導いてくれるとの期待が高く、そのニーズのボリュームは高いものと考えられる。

2.2 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）

2.2.1 アンケート調査

ベトナムに進出している日系企業を対象に、紛争が生じた際にベトナムの裁判制度を利用した経験について尋ねたところ、大多数である93.4%の企業が裁判制度を利用したことがないと回答した一方、6.6%の企業がベトナムの裁判制度を利用したことがあると回答した（別紙1、Q36）

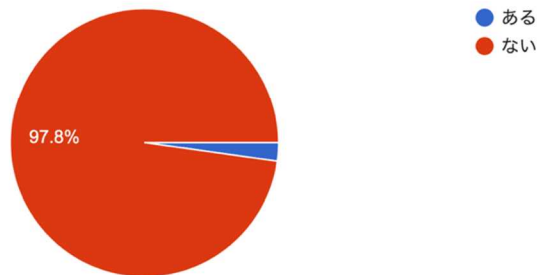
Q36 ベトナムの裁判制度を利用されたことがありますか。
181 件の回答



また、紛争が生じた際にベトナムの仲裁制度を利用した経験について尋ねたところ、大多数である97.8%の企業は仲裁制度を利用したことがないと回答した一方、2.2%の企業がベトナムの仲裁制度を利用したことがあると回答した（別紙1、Q38）。

Q38 ベトナム国内の仲裁制度を利用されたことがありますか

181 件の回答



このように、ベトナム国内の裁判制度又は仲裁制度を利用したことがある日系企業の割合は少ないが、実際にベトナムで裁判又は仲裁による紛争解決をしている日系企業が存在していることが分かる。

他方、ベトナムの裁判制度に対する印象についてアンケートを行ったところ、全体の4分の3以上である約75%が「わからない」という回答であり、多数の日本企業は、ベトナムにおいて裁判を必要とするような紛争案件に遭遇していないものと推測される（別紙1、Q12）。

Q12 ベトナムの裁判制度に対する印象を選んでください。



また、ベトナムの裁判制度の印象として、約15%が、「（裁判所の）判断が安定していない」と回答していることから分かるように、ベトナムの裁判制度そのものに対する信頼性が依然として低く、紛争が生じたとしても、ベトナムの裁判所を利用することを躊躇する企業が相当程度あると考えられる。

したがって、訴訟案件についての相談窓口に関する業務については、ベトナムの裁判制度自体を忌避する日系企業が多数を占めている現状からすると、案件のニーズは比較的大きいとはいえないと思われる。

2.2.2 日本法弁護士によるヒアリング

実際にベトナムで訴訟の窓口業務を行う日本法弁護士にヒアリングを行ったところ、企業法務の割合に比べ、訴訟案件ははるかに少ないという回答が得られた。これは、上述のとおり、ベトナムの日系企業が、ベトナムで裁判を積極的に行うという選択肢を取りづらいことも一因なのではないかと考えられる。

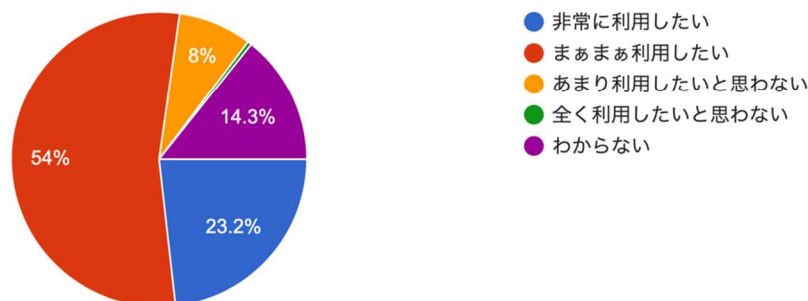
2.3 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施

ベトナムに滞在する在留邦人を対象に、無料法律相談を設置した場合、将来的に利用したいか否かについてアンケートを実施したところ、「非常に利用したい」又は「まあまあ利用したい」という回答が、全体の77.2%を占めた（別紙2、Q39）⁹⁹。

Q39

ベトナムで日本人弁護士が個人向けの無料法律相談...提供した場合、将来的に利用したいでしょうか。

224 件の回答



また、日本人弁護士の無料法律相談を利用したいと回答しなかった方に対して理由を尋ねたところ、ほとんどの回答が「今は必要がない」ことを理由として挙げており（別紙2、Q44）、将来的に法的トラブルに直面した場合、日本人弁護士による在留邦人への無料法律相談のニーズは、上記割合よりも高くなるものと考えられる。

これらのアンケート調査から分かる、ベトナムの在留邦人を対象とする無料法律相談のニーズは、非常に高いものであると思われる。

⁹⁹ 「全く利用したいと思わない」と回答した者は0名（0%）であった。

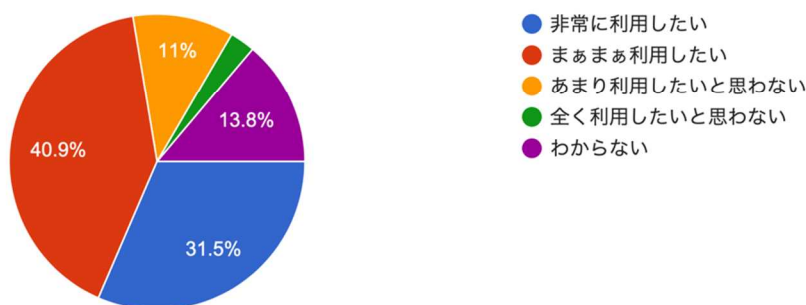
2.4 中小企業を対象とした無料法律相談の実施

ベトナムに進出する日系企業を対象に、無料法律相談を設置した場合、将来的に利用したいか否かについてアンケートを実施したところ、「非常に利用したい」又は「まあまあ利用したい」という回答が、全体の72.4%を占めた（別紙1、Q47）¹⁰⁰。

Q47

ベトナムで日本人弁護士が無料法律相談窓口を提供した場合、将来的に利用したいでしょうか。

181件の回答



また、どのようにしたら日本人弁護士をより利用しやすくなると思うかについて尋ねたところ、「価格」や「費用」という回答が相当数あった（別紙1、Q53）。これらのことから、費用の面で大企業に比べて日本人弁護士に依頼することにハードルがある中小企業は、特に日本人弁護士による無料相談窓口に対する需要があるのではないかと考えられる。

2.5 ベトナム国内外における情報発信

ベトナムでは、日系法律事務所を中心に法務に関するセミナーが定期的で開催されている。現在はコロナ禍の影響もあり、実際の会場に聴衆を招く形式を取るとは難しく、オンラインによるセミナーが主流となっている。セミナーへの参加者は、多い時は100名を超えるようなセミナーもある。特に、ベトナムは近年重要な法改正が多くあり、実務にも影響を与える場合が少なくなく、定期的に法改正の情報を発信していくというニーズは、非常に高いものと思われる。

¹⁰⁰ 「全く利用したいと思わない」と回答した者は5名（2.8%）であった